

## 事業主の皆様へ

従業員の皆様に「ねんきん特別便」を確実にお届けし、必ずご回答いただくために、是非ともご協力をお願いします。

この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。

一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいります。

- 社会保険庁では、これまでに加入されている年金記録をお知らせし、記録の「もれ」や「間違い」がないかご確認いただくために、6月から10月にかけて、加入者の方々への「ねんきん特別便」の送付を予定しています。

※ 「ねんきん特別便」については社会保険庁ホームページを参照ください。  
<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/tokubetsubin/index.html>

- この大切なお知らせを、年金加入者の皆様に確実にお届けし、必ずご回答をいただくことが重要であります。このため、事業主の皆様におかれては、ご負担をおかけすることになり大変恐縮であります。次の2点について、是非ともご協力をいただきたいと思います。

### ① 「ねんきん特別便」を従業員の皆様にお渡し下さるようお願いいたします

社会保険庁から、6月以降順次、従業員の皆様の「ねんきん特別便」を事業所にまとめて送付させていただきますので、ご本人にお渡しください。

なお、従業員の皆様に配付いただく際、「ねんきん特別便」と併せて送付される「送付対象者一覧表」に配付状況をご記入の上、当該一覧表を社会保険庁にご提出ください。

### ② 「ねんきん特別便」の回答票を回収し、社会保険庁にご提出下さるようお願いいたします

「ねんきん特別便」の確認結果の回答である「年金加入記録回答票」を従業員の方々からできるだけ早期に回収いただくとともに、「送付対象者一覧表」に配付状況に加え、回収状況をご記入の上、当該一覧表を回答票に添えて社会保険庁にご提出ください。

お手数をおかけしますが、裏面の事項についてご記入いただき、4月24日(木)までに管轄の社会保険事務所に必ず回答いただきますようお願いいたします。

## ねんきん特別便の実施に関する協力について(回答)

該当する方に○印をつけ、社会保険事務所にご提出願います。

(窓口での提出、郵送、FAX、またはお電話にてご回答願います。)

### 1. 「ねんきん特別便」の配付に関して

- (1) 事業所から年金加入者に配付します
- (2) 事業所で配付することはできません

### 2. 「ねんきん特別便」の年金加入記録回答票の回収について

- (1) 事業所において回収します
- (2) 事業所で回収することはできません

※ 配付・回収にご協力いただける事業所には、「ねんきん特別便」の送付時に、従業員の皆様からのお問い合わせへの対応用として、「ねんきん特別便に関するQ&A」をご提供させていただくこととしております。

平成 年 月 日提出

事業所整理記号           —  
事業所所在地           〒 —  
事業所名称  
事業主氏名  
担当者氏名  
電話番号               (        )

ご不明の点がありましたら、社会保険事務所にお問い合わせください。

#### ※ 回答先

長崎南社会保険事務所	(TEL) 095-825-8709	(FAX) 095-828-2102
長崎北社会保険事務所	(TEL) 095-861-1354	(FAX) 095-862-3149
佐世保社会保険事務所	(TEL) 0956-34-1143	(FAX) 0956-34-1649
諫早社会保険事務所	(TEL) 0957-25-1797	(FAX) 0957-26-1949

皆様のご協力を何卒よろしくお願いいたします。